

令和4年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
随意契約による 場合の事務処理 について （一般財団法人 ふくしま医療機 器産業推進機構） 報告書41頁	【指摘事項】 当機構の財務規程によれば、予定価格が100万円を超 える業務委託については、原則として一般競争入札を行 う必要があるが、随意契約によって契約しているものが 検出された。 また、予定価格が200万円以上の業務委託について相 見積りを入手せずに随意契約を締結する場合には、当機 構の規程上、理事長または副理事長の決裁が必要とされ ているが、発議書を閲覧したところ、理事長または副理 事長の決裁を得ないまま相見積書を入手せずに随意契約 としている200万円以上の委託業務が複数検出された。	やむを得ず随意契約にすべき案件があるものの、原則一般競 争入札で対応している。 令和4年度から事務決裁規程の決裁権限を見直し、決裁権者 を副理事長から事務局長に変更した。
センター利用料 金の周知につい て （一般財団法人 ふくしま医療機 器産業推進機構） 報告書46頁	【指摘事項】 当機構は、センターの管理業務を実施するに当たり、 「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する基 本協定書（以下「基本協定書」という。）」及び「ふく しま医療機器開発支援センターの管理に関する令和3年 度協定書（以下「年度協定書」という。）」を締結して おり、基本協定書には利用料金について以下の記載があ る。 （利用料金による収入） 第7条 乙（機構）は、ふくしま医療機器開発支援セン ター条例第8条に掲げる施設の利用に係る料金（以下 「利用料金」という。）を乙の収入として収受し、管 理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当 するものとする。 2 乙は、利用料金の額、支払い方法等について、利用 者への十分な周知に努めなければならない。 この点、当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開 発支援センターの管理に関する2021年度事業計画書」に は、以下の記載がある。 1 施設の管理運営体制	「ふくしま医療機器開発支援センター条例」に基づいて指定 管理者が知事の承認を得て定めた利用料金は、「ふくしま医療 機器開発支援センターの管理に関する基本協定書」第7条第2 項に定められており、利用者への周知に努めているところ である。 当センターは公共的な性質を有しているものの施設の運営に 当たっては収益の確保が重要である。利用料金の公開は当セン ターの収益に影響が出る可能性があるため利用料金の周知につ いては収益の確保を考慮に入れながらどのような方法がよいか 令和5年度から県と協議している。

(10) 利用料金設定に関する考え方

利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。

「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促進を図る。

① 利用料金算定の基本的考え方

ア 研修室や技術開発室、模擬施術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設(公的機関が運営する施設)の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。

イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。

② 利用料金の見直しについて

別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のとおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。

事業計画書に添付された「ふくしま医療機器開発支援センター料金表(以下「料金表」という。)」には、医療機器の安全性評価試験や研修室等の施設利用料が11ページにわたって細かく記載されている。

料金表に記載された料金のうち、センターのホームページに掲載されているのは研修室等の施設利用に関する料金のみであり、医療機器の安全性評価試験に関する料金は掲載されていない。また、当機構担当者に確認したところ、当該料金表は見積書を作成するための内部資料であり、外部には公表していないとのことである。

料金表を外部に公表しない理由は、「料金表を公開することは同業の民間事業者に手の内を明かすことになり、営業上不利となる」というのが当機構の説明であるが、センターは公の施設である。民間事業者が類似のサービスを提供しているのであれば、なおさら民間事業の営利を圧迫することのないよう、公正性に配慮して設定された利用料金を公表する必要がある。

基本協定書第7条第2項では、利用料金の利用者への

	<p>十分な周知を求めている。周知とは「世間一般に広く知らせること」である。現在のセンターの利用料金は世間一般に広く知らされているとは言い難い。基本協定に従って、利用料金を十分に周知する必要がある。</p>	
<p>料金算定根拠資料の管理について （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書47頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する2021年度事業計画書」には、以下の記載がある。</p> <p>1 施設の管理運営体制</p> <p>(10) 利用料金設定に関する考え方 利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。 「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促進を図る。</p> <p>① 利用料金算定の基本的考え方 ア 研修室や技術開発室、模擬施術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設(公的機関が運営する施設)の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。 イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。</p> <p>② 利用料金の見直しについて 別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のとおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。</p> <p>料金表に記載された各項目の金額算定根拠資料の提示を求めたところ、当機構には料金表記載金額の算定資料が保管されておらず、どのようにして金額を算定したのかを知ることができない状況であることが判明した。 当機構は、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることを認識し、利用料金の見直しを進めることを検討しているが、現在使用している料金の算定資料が残っておらず、当機構は医療機器の安全性評価試験の16</p>	<p>今後行う利用料金の新設や改定については、その理由、根拠、内容等を文書保管のルールに則って確実に保管する。</p>

	<p>5項目（電気／物性／化学的安全性評価試験152項目、生物学的安全性評価試験13項目）すべての料金を一から算定しなおす必要に迫られている。</p> <p>不適切な情報管理によって単なる見直し以上の労力を費やすことがないよう、今後は情報管理を徹底する必要がある。</p>	
<p>事業計画書について （一般財団法人 ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書50頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した事業計画書を閲覧したところ、業務に要する経費に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業計画書に記載はないものの「3月に開催された機構の理事会、評議員会に出席して報告を受けた」との説明であるが、基本協定書では業務に要する経費を記載した事業計画書を提出しなければならないとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業計画書を提出する必要がある。</p>	<p>令和5年度分から必要経費を記載した事業計画書を県に提出した。</p>
<p>事業報告書の「管理業務の実施状況及び利用状況」について （一般財団法人 ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書50頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した事業報告書を閲覧したところ、管理業務の実施状況に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業報告書に記載はないものの「保守点検業務報告を別途受けていた」との説明であるが、基本協定書では管理業務の実施状況を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業報告書を提出する必要がある。</p>	<p>令和5年度分から管理業務の実施状況を記載した事業報告書を県に提出する。</p>
<p>退職給付費用及び退職給付引当金の算定誤りについて （一般財団法人 ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書56頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構では、各従業員の決算日における給料月額に決算日における自己都合の場合の勤続年数によって決まる支給率を乗じて退職手当を計算し、当該計算に基づいて計算した各従業員の退職手当を全従業員合算した金額25,020千円を退職給付費用としている。しかし、当該金額は、期末における自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額であるため令和4年3月末の退職給付引当金として計上すべき金額であり、退職給付費用は令和4年3月期の期首から期末にかけての自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額の増加額となるべきである。当機構では、機構設立以来、期末における全従業員の自己都合退職を仮定した自己都合期末要支給</p>	<p>過大計上となった補助金等は、令和5年3月27日に県に返還した。 また、返還に伴う退職給付引当金、法人税、消費税の修正は、令和4年度決算において処理した。</p>

	<p>額を退職給付費用としており、本来計上すべきであった各期の期首から期末にかけての自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額の増加額と比較して過大な退職給付費用を計上することで、令和4年3月末における退職給付引当金は91,001千円となっているが、本来あるべき退職給付引当金は25,020千円である。また、当該誤りに関連して退職給付特定資産も本来あるべき金額と相違している。</p> <p>なお、当機構は、ふくしま医療機器産業推進機構事業運営事務費補助金やふくしま医療機器開発支援センター管理業務委託料等の補助金等を、福島県から受け取っているが、退職給付費用の算定誤りにより過去数年にわたり過大な補助金等を受け取っていたことになる。補助金等の返還を含め早急な対応が望まれる。</p>	
<p>賞与引当金の未計上に関して （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書57頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構の給与規程では期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間を基準日以前6か月としており、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができる。「企業会計原則注解18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債として計上する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算において、翌年度賞与支給見込額の賞与引当金を当事業年度に帰属する額に計上した。</p>
<p>決算書と税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表の相違に関して （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書58頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構は非営利型の一般財団法人であるため、全社利益のうちの収益事業の利益を理解するために正味財産増減計算書内訳表（税務）を法人税の申告書に添付して税務署に提出している。当該正味財産増減計算書内訳表（税務）と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して、正味財産増減計算書内訳表（税務）ではふくしま医療機器産業開発支援センター運営事業の管理費に4,115千円、介護施設ロボット導入モデル事業の管理費に72千円、法人会計の法人共通の管理費に721千円計上しており、一方、決算書の正味財産増減計算書内訳表では法人会計の法人共通の管理費に4,909千円を全額計上している。</p> <p>税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表（税務）では減価償却費の配賦計算を行っているのに対し、</p>	<p>令和4年度決算において、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して配賦計算を行い、税務署提出用と一致させた。</p>

	<p>決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費は配賦計算を行わずに全額を法人会計の法人共通の管理費に計上している。その結果、法人会計の法人共通は法人税の課税対象となる収益事業ではないため、両者の法人税の課税対象となる収益事業の利益の金額が相違している。税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表(税務)と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費が異なる理由を当機構の担当者に確認したところ、申告書を提出する際に税理士と相談して変更したとのことである。各事業に配賦すべき減価償却の金額に関して、両者が異なる合理的な理由がないため、税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表(税務)が正しいのであれば、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して同様に配賦計算を行うべきであり、両方で減価償却費の各事業への配賦方法は同一とするべきである。</p>	
<p>リースの会計処理について (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書59頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構では、令和3年4月1日に以下の賃貸借契約を締結し通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。</p> <p>【賃貸借契約内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物件名及び数量 ふくしま医療機器開発支援センターサーバシステム 一式 二 契約金額 賃貸借料38,247,000円(契約期間の総額) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,477,000円) 三 賃貸借期間 機器の設置・設定に関しては契約締結日から2021年6月30日までとし、賃貸借期間は2021年7月1日から2026年3月31日までとする。 <p>当該サーバシステムに関して賃借料の支払いを通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している。しかし、当該サーバシステムは当機構向けの特別仕様物件のリース取引であるため、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。そのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。ただし、公益法人会計基準には、ファイナンス・リース取引</p>	<p>ファイナンスリースの要件を満たす解約不能のリース取引について、当該契約書の第10条(機器等の返還)では、甲(当機構)の都合による契約解除について記載はあるものの、その相当の違約金に対しての明確な記載がない。また、第17条(契約の解除)では、乙が契約条項に違反した場合の契約解除に係る記載はあるものの、甲からの契約解除に係る記載はされていない。このことから、いずれも中途において契約を解除することができる旨が記載されているものの、おおむねリース料の全額を違約金として支払うような事実上解約不能と認められる取引であると明確に判断できる契約書とはなっておらず、ファイナンスリース取引なのか賃貸借取引なのか、どちらに該当するのか現状でははっきりしていない。</p> <p>このことから、公認会計士とも相談して、すでに賃貸借取引として会計処理をしている経緯もあることから、今回は通常の賃貸借取引に係る方法に準じる会計処理を継続し、今後は賃貸借取引であると明確に分かる形に契約書を変更し、疑義が生じないようにする。</p>

	<p>について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのはリース料総額が300万円以下のリース取引としており、リース料総額の金額的重要性を判断するにあたり300万円が一定の基準となる。契約金額38,247千円の当該リース取引に関してはリース物件の価額の重要性が乏しいとは言えず、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うべきである。</p>															
<p>消耗品の取扱いについて (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書60頁</p>	<p>【指摘事項】 財務規程第34条には、物品は備品及び消耗品に分類し、備品とは耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上の物品をいう旨の記載がある。そのため耐用年数1年未満の物品や取得価額10万円未満の物品は消耗品として会計処理を行い、消耗品を消費した時点で消耗品費を計上する必要がある。現状、耐用年数1年未満の物品や取得価額10万円未満の物品は、これらの物品を購入した時点で消耗品費として会計処理されており、消耗品として会計処理していない。</p>	<p>物品の定義を「耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上のもの」のみとして財務規程第34条を改定し、物品から消耗品を除外したことから、従来どおりの会計処理として物品を購入した時点で消耗品費として計上している。</p>														
<p>固定資産台帳の内容と会計処理の相違について (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書64頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている。 (固定資産詳細)</p> <table border="1" data-bbox="448 989 1075 1228"> <tr> <td>固定資産の名称</td> <td>ソフトウェア</td> </tr> <tr> <td>構造又は型式</td> <td>医療統計解析ソフトPrism7</td> </tr> <tr> <td>面積又は数量</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取得年月日</td> <td>平成28年9月30日</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>192,240円</td> </tr> <tr> <td>償却方法</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>当該ソフトウェアは上記のとおり固定資産台帳には、固定資産の名称 ソフトウェア、耐用年数 5年、償却方法 定額法とあるが、実際には固定資産の名称 器具備品、耐用年数 5年、償却方法 定額法で会計処理していた。当機構の担当者によると「無形固定資産に計上すべきところを、誤って有形固定資産に計上してしまった」との</p>	固定資産の名称	ソフトウェア	構造又は型式	医療統計解析ソフトPrism7	面積又は数量	1	取得年月日	平成28年9月30日	取得価額	192,240円	償却方法	定額法	耐用年数	5年	<p>令和4年度決算において、有形固定資産から無形固定資産に改めた。</p>
固定資産の名称	ソフトウェア															
構造又は型式	医療統計解析ソフトPrism7															
面積又は数量	1															
取得年月日	平成28年9月30日															
取得価額	192,240円															
償却方法	定額法															
耐用年数	5年															

	ことである。	
<p>構築物の償却方法に関して （一般財団法人 ふくしま医療機器産業推進機構）</p> <p>報告書64頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている。 （固定資産詳細） 管理No C-0001-0001-001 固定資産の名称 構築物（石造のもの、その他） 構造又は型式 動物慰霊碑 面積又は数量 1 取得年月日 平成31年3月15日 取得価額 540,000円 償却方法 定率法 耐用年数 50年</p> <p>当該構築物は財務規程に基づき構築物は定率法で減価償却を行っている。しかし、平成28年4月以降に取得した構築物の税務上の法定償却方法は定額法であるため、構築物の減価償却を定率法で行う場合は税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となる。しかし、当機構の担当者からのヒアリングによると税務署に減価償却資産の減価償却方法の届出書を提出していないとのこと。財務規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。</p>	<p>財務規程第30条第1項を「建物、建物附属設備及び構築物を除く有形固定資産については定率法、建物、建物附属設備及び構築物及び無形固定資産については定額法により行うもの」と改訂した。</p> <p>また、令和4年度決算において正しい額を計上するとともに、償却方法の誤謬によって過大に計上されていた減価償却費（平成30年度～令和3年度）の差額分を戻し入れ、雑収入として処理した。</p>
<p>固定資産の火災保険に関して （一般財団法人 ふくしま医療機器産業推進機構）</p> <p>報告書64頁</p>	<p>【指摘事項】 財務規程第31条には、「火災等により損害を受けるおそれのある固定資産は、適正な価格の損害保険を付さなければならない」旨の記載がある。当機構の担当者へのヒアリングによると「損害保険を付した固定資産はなく、その認識もなかった」とのことである。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、当機構が所有している固定資産は当機構が独自に損害保険を付す必要がある。</p>	<p>令和5年度から、固定資産の価値と損害保険の掛け金との費用対効果を検証し、その結果も踏まえ財務規程第31条の改定の必要性を検討していく。</p>
<p>利益相反取引（契約変更取引）に</p>	<p>【指摘事項】 当社がいわき森林組合に業務委託している契約につ</p>	<p>指摘のあった令和3年度の2回の変更契約については、令和5年5月29日開催の令和5年度第2回理事会において承認を</p>

<p>ついて理事会承認がないことについて （公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社） 報告書69頁</p>	<p>いて、契約の相手方であるいわき森林組合の理事長が当公社の理事の一人である田子理事であった。 この場合、理事が第三者（いわき森林組合）の代表として、当公社と取引を行うため、その取引について当公社の理事会の承認が必要である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号）。 理事会の承認が必要とされる趣旨は、理事が関与する法人等に対して、当公社から不当な利益供与がないかを、理事会で確認するという点である。 今回のいわき森林組合との業務委託契約では、1回目の契約については理事会の承認を得ていたが、その約4か月後にした変更契約（作業の増加による契約金額の増額取引）及びさらにその2か月後にした第2回の変更契約の2つについて、理事会の承認を得ていなかった。この点は、第84条第1項第2号の規定に反すると解釈する。変更契約だからといって理事会の承認を不要とすると、上記趣旨が没却されるからである。理事会の承認を得るとともに今後も注意するべきである。</p>	<p>得た。 今後についても、指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>賞与引当金の未計上について （公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社） 報告書90頁</p>	<p>【指摘事項】 当公社では福島県と同様の規程に基づいて期末手当及び勤勉手当が支給されている。 期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間は基準日以前6か月であり、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができる。「企業会計原則注解18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債に計上する必要がある。</p>	<p>令和5年度会計処理より、指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>固定資産の減価償却の方法に関する注記について （公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社）</p>	<p>【指摘事項】 決算書の6 財務諸表に対する注記 1 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却方法に、固定資産の耐用年数に関して車両運搬具6年、什器備品5年～6年、ソフトウェア5年～6年と記載しているが、実際にはそれぞれ車両運搬具4年～6年、什器備品4年～6年、ソフトウェア5年で会計処理している。固定資産台帳との整合性を確認する等により誤りがないように注意するべき</p>	<p>令和4年度決算に係る財務諸表より、指摘事項のとおり、正しい記載に改めた。</p>

報告書91頁	である。	
<p>固定資産の管理について （公益財団法人福島県文化振興財団）</p> <p>報告書126頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産の現物実査を行ったところ、上記注1の固定資産に関して資産コード等の記載事項が印字されたシールが貼られておらず、固定資産台帳と現物の対応関係が明確ではない。なお、公益財団法人福島県文化振興財団物品管理要綱第7条には備品等には、整理番号、分類、品名、取得価額、取得年月日等の標示を付して管理しなければならない旨が記載されている。特にパソコンは個人情報等を含めた機密情報が含まれている場合もあるためその管理は慎重に行う必要がある。固定資産に資産コード等を印字したシールを貼る等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行うべきである。</p>	<p>当財団で所有している固定資産のうち、資産コード等を印字したシールを貼付していない備品については、令和4年度内にすべて貼付した。今後所有するものについても、もれがないよう同様に貼付を行う。</p>
<p>固定資産の火災保険について （公益財団法人福島県文化振興財団）</p> <p>報告書127頁</p>	<p>【指摘事項】 公益財団法人福島県文化振興財団経理規程第49条には、火災等の損害を受ける恐れのある固定資産については、適正な価格の損害保険を付さなければならない旨の記載がある。しかし、当財団では所有する固定資産には損害保険を付していない。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、当財団が所有している固定資産は当財団が独自に損害保険を付す必要がある。</p>	<p>当財団で所有している固定資産のうち、火災等の災害を受ける恐れのある固定資産については、令和4年度内に損害保険を付した。今後所有するものについても、同様に損害保険を付すこととする。</p>
<p>固定資産の減価償却方法について （公益財団法人福島県文化振興財団）</p> <p>報告書127頁</p>	<p>【指摘事項】 公益財団法人福島県文化振興財団経理規程第50条には、固定資産の減価償却については、関係省令に定める耐用年数、償却率によって毎会計年度末に実施することとし、その方法が定額法によるものとする旨の記載があり、当財団では当該規程に基づき什器備品を定額法で減価償却を行っている。しかし、什器備品の法定償却方法は定率法であり、法定償却方法と異なる方法で減価償却を行う場合は税務署に減価償却資産の償却方法の届出書を提出する必要がある。しかし、当財団では減価償却資産の償却方法の届出書を提出していない。経理規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に償却資産の減価償却方法の届</p>	<p>令和4年度内に、税務署に対して減価償却資産の償却方法について「定額法適用」の届出書を提出した。</p>

出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。